

社会福祉法人白老宏友会
職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（処遇手当）

第2条 処遇手当は、処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する職種及び支給額は次のとおりとする。

- （1）支給職種は、支援職及び支援職の兼務者を含む。
- （2）支給額は、下記のとおりとする。
 - ① 正規職員のベースアップ分の一部を処遇改善加算にて支給する。
 - ② 臨時嘱託職員他臨時職員は、年度ごとにおける北海道最低賃金（時給）を基礎に差額分を処遇改善加算とする。
 - ③ 資格手当の内 5,000 円を超える金額は処遇改善加算とする。また、介護初任者手当及び非常勤臨時職員を対象とした資格手当は全額を処遇改善加算とする。
 - ④ その年度在職した対象職員に処遇改善手当を支給する。常勤の支援職並びに管理者、サビ管に月額 3500 円、非常勤及び常勤の支援職兼務者は月額 2000 円とする。
 - ⑤ 夜勤及び宿直における手当の内 800 円を処遇改善加算とする。
 - ⑥ 年度末において加算額の内容により一時金を支給する場合がある。
- （3）前項の規定に加えその月初めに在職する者を対象とする。しかし実働日数が 10 日未満のものは半額の支給とし、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは処遇手当を支給しない。また、途中で退職となった職員についても支給しない。
- （4）理事長が必要と認めた者は、処遇手当を処遇改善加算外の予算から支給することがある。

附 則

この補足規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年3月17日一部変更し、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年3月1日より遡及して施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年5月29日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。

この規程は、令和元年9月11日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。

この規定は、令和2年5月27日一部変更し、令和2年4月1日より遡及して施行する。

この規定は、令和4年3月16日一部変更し、令和4年4月1日より施行する。